

資料—1

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9の規定に基づき組織することとし、「江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

※この協議会で対象とする江の川水系(下流)とは、一級水系江の川のうち、島根県内の江の川を示す。

(目的)

第2条 江の川水系(下流)における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するため、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有。
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況の確認。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施。

(幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(ダム部会)

第7条 ~~江の川水系(下流)における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり~~

~~必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。~~

~~2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。~~

(会議の公開)

7

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

8

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

9

第10条 協議会の庶務を行うため、浜田河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

(雑則)

10

第11条 この規約に定めるもののほか、議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月4日から施行する。（第1回協議会の日）

平成29年4月1日改正（組織改正）

平成30年3月12日一部改正

令和 2年2月13日一部改正

令和 3年5月24日一部改正

令和 3年11月30日一部改正

別表1

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策協議会 構成員

(構成員) 江津市長

川本町長

美郷町長

邑南町長

島根県 防災部長

島根県 土木部長

気象庁 松江地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長

別表2

江の川水系(下流)大規模氾濫時の減災対策幹事会 構成員

(構成員) 江津市 危機管理監

川本町 総務財政課長

美郷町 総務課長

邑南町 総務課長

島根県 防災部 防災危機管理課長

島根県 土木部 河川課長

島根県 浜田県土整備事務所長

島根県 県央県土整備事務所長

気象庁 松江地方気象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長

